

令和5年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 1 1 回総会

日 時 令和5年10月25日（水）午前9時00分

会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
1 0 番 大 泉 孝 彦	1 1 番 鈴 木 浩 之	1 2 番 原 田 義 人
1 3 番 芳 賀 宏	1 4 番 高 橋 博	1 5 番 奥 山 浩 二
1 6 番 布 施 功 子	1 7 番 片 桐 道 雄	1 8 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 猪 倉 秀 行	事務局長補佐（総括） 芳 賀 豊 彦
事務局長補佐（農地担当） 日下部 靖 広	総 務 係 主 任 木 村 龍 一
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 事 芳 賀 遼太郎

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）
農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について
- (5) 時効取得について

議事

- (1) 議題40号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第42号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第43号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、5番眞木委員、12番原田委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第40号から議第43号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第42号「非農地証明願の審議について」
- (4) 議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第40号から議第43号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

去る10月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件2件の

合計3件を審査しました。

議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位24番、西根地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画用途地域内にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。なお、この案件は、転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要となります。

次に、議第42号「非農地証明願の審議について」順位7番、寒河江地区、順位8番、柴橋地区の案件です。現地は、寒河江工業高校付近にありますヨークベニマル寒河江店付近です。サト一住販が建売分譲用敷地で開発した付近の土地で、約30年前から有限会社仲田園に資材置場として貸していたが、その会社が倒産。代表者並びに代表者の妻も亡くなっており、その相続人も相続放棄しているそうです。現在も手付かずのままとなっており、農地に戻るのは困難なことから、非農地と判断できる場所でした。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告となります。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時42分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。
安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをお開きください。順位38番、39番は関連しますので一緒に説明させていただきます。

(議案書順位38、39番朗読)

場所につきましては、寒河江の高速インターを中山方面に進み、最上川の橋との中間地点にある高屋方面の標識を左に入り、また東へ進み、突き当りを右に進んだところになります。この場所は事前審査会の時に会長から伺いましたが、以前に農業委員会に耕作放棄地再生事業にて再生した農地とのことです。10月14日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地の確認を行って参りました。この土地は以前から賃借人がスイカを栽培しておりましたが、この度正式に契約を行うもので、引き続き耕作するのであれば何ら問題ないと思います。事前審査及び地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

同じく6ページをご覧ください。

(議案書順位 40 番朗読)

10月14日に渡邊推進委員、熊坂推進委員とともに現地調査を行ってきました。また、場所が西根ということもあり、西根・三泉地区担当の芳賀委員にも参加していただき、現地の状況について教えていただきました。また、当日は西根・三泉地区の委員も一緒に現地確認をしていただいたところです。現地の方は国道112号と主要地方道寒河江村山線の交差点に隣接するローソンがあります。そのローソンから脇の農道を10mほど西に進んだところにありました。当該農地は耕作放棄の状態、崩れたビニールハウスやさくらんぼ等が放置されている状況でした。それらについては借り受け人の■■■■くんが片付けて使用するということでもありますので、耕作放棄地の解消にも役に立つということで、申請どおりであればなんら問題ないということで確認して参りました。

事前審査、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位38番から40番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可の要件の全てを満たすと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

す。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、8ページをお開きください。

(議案書順位26番朗読)

場所につきましては西寒河江駅から西へ約200m進み、川越農機さんを右折し、間もなく4、5軒目くらいのところ
です。10月14日に寒河江地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。都市計画区域内にある農地で、周辺も

住宅地ですでに農地が無く、計画通りであれば問題ないと判断しました。

続きまして9ページ順位28番。

(議案書順位28番朗読)

こちらの場所につきましては寒河江北郵便局前の交差点を石持方面に進み、住宅街が無くなるころの先、信号手前の右側になります。10月14日に寒河江地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。周辺には農地が広がっておりますが、上原自動車の敷地の拡張であり、計画通りであれば周辺の農地への影響は抑えられると判断しました。

続きまして順位29番。

(議案書順位29番朗読)

こちらの場所につきましては寒河江工業高校の正面付近の前を入り、JAさがえ西村山本所に向かう裏通りの最後の住宅街の一角となります。10月14日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。都市計画区域内の農地で西側には農地が広がっていますが、計画通りであれば周辺農地への影響は抑えられると判断しました。

いずれも地区審査では異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

8ページをご覧ください。

(議案書順位 24 番朗読)

これにつきましては10月18日の事前審査会の出席者全員で確認をして参りました。場所は112号線から寒河江警察署側に入つての南側になります。周辺西側の所につきましては以前に農業委員会に5条申請があつて通つたところであり、今回はその土地を建託アベで開発して分譲していくということになっております。周りもすべて住宅地になっているということもありますし、第3種農地でもあることから、周辺農地への影響はないだろうというところで見参りました。

続きまして順位25番。

(議案書順位 25 番朗読)

これにつきましては10月14日の日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員全員で確認をして参りました。こちらの場所につきましては西村山広域行政事務組合の事務所、消防本所の南側にセブンイレブンがありまして、ここから東の方に下っていきます。そうすると西根下川原の集落となりますが、そのところに内回りバイパスの収用がありました。それで、森岡さんの住宅も内回りバイパスの道路建設のために収用されるということで、住居移転としてこの場所に建てるということでした。これにつきましても第3種農地であるということもあり、集落内でもあることで問題ないだろうと判断しまして、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして9ページお開きください。順位27番。

(議案書順位 27 番朗読)

これにつきましても10月14日の日に確認して参りました。場所はですね、陵東中学校の体育館の南側が内回りバイパスとなっているところです。それをまっすぐ行くと石持に通じますが、二の堰とのぶつかりのところの農地になります。周囲には住宅が建っており、周辺の農地は少ししかないので影響はないだろうと判断して参りまして、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位24番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位24番は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

順位25番、26番、29番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位27番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地から500m

以内に2以上の教育施設、この場合は陵東中学校、医療施設、この場合は大原医院、その他公共施設又は公益的施設、この場合は村山総合支庁西庁舎や文化センター、市民体育館がある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位28番は車展示用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外の農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内のある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第42号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、安孫子委員をお願いします。安孫子委員。

安孫子委員

はい、議長。9番、安孫子です。

議第42号「非農地証明願の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位7番)

場所につきましては、ヨークベニマルとダイソーの前の道路を西に約200m進んだ右側のところになります。10月18日に事前審査会で現地調査を行いました。約30年以上前から有限会社仲田園の資材置場として貸していましたが、会社が倒産し、現在に至っており、周辺の状態を考えると非農地もやむを得ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて柴橋地区、奥山委員、をお願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

同じく順位8番。

(議案書順位8番)

先ほどもありましたが、こちらの場所の方が順位7番の農

地からさらに10mほど西に進んだ左側です。10月18日に同じく事前審査会にて調査を行いました。左側には農地として活用している農地がありますが、かなり荒れた土地で農地に復帰するのが難しいということがありますのでやむを得ないかな、といったところでした。地区審査では非農地証明なのか第5条申請なのかといった点で議論になりました。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

 続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

 特にございませぬ。

木村議長 ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 10時11分

再開 午前 10時14分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

 これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

 （発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

 議第42号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、安孫子委員、お願いします。安孫子委員。

安孫子委員 はい、議長。9番、安孫子です。

議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」14ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、16ページの集計表をご覧ください。寒河江地区2筆、畑0.24ヘクタールです。南部地区13筆、畑0.55ヘクタール、樹園地0.22ヘクタールです。

利用権設定等促進事業案件については、いずれも農業地域内の土地で譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議ありませんでした。また、農地中間管理事業案件につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

16ページ集計表をご覧ください。西根地区、2筆、田が0.21ヘクタールとなっております。

全てが利用権設定等促進事業となっております。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

15ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、16ページの集計表をご覧ください。柴橋地区、1筆、畑が0.06ヘクタールとなっております。

借り受け者は地域の担い手であり、集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

無いようですので採決します。議第43号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第43号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時22分

令和5年10月25日

第11回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木早百合.....

議事録署名委員 12番委員.....原田義人.....